

議案第48号

逗子市景観条例の一部改正について

逗子市景観条例の一部を次のように改正する。

令和8年9月8日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市景観条例の一部を改正する条例

逗子市景観条例（平成18年逗子市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行による景観法（平成16年法律第110号）の一部改正に伴い、引用条項を整理するに当たり、改正の要あるため提案する。